

答申第 780 号

情公第 2893 号

令和 6 年 1 月 31 日

神奈川県教育委員会
教育長 花田 忠雄 様

神奈川県情報公開審査会
会長 田村 達久

行政文書一部公開処分に関する審査請求について（答申）

令和 2 年 12 月 2 日付けで諮問された教員採用選考試験選考基準等文書一部
非公開の件（諮問第 867 号）について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

- (1) 実施機関である神奈川県教育委員会（以下「実施機関」という。）は、別表2に掲げる情報を公開すべきである。
- (2) 実施機関は、別表3に掲げる情報について適切な理由付記のうえ改めて諾否決定を行うべきである。

2 審査請求に至る経過

- (1) 審査請求人は、神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第9条第1項の規定に基づき、令和2年6月30日付けで、実施機関に対して、別表1「公開請求に係る行政文書の内容」欄に掲げる行政文書（以下「本件請求文書」という。）の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 本件請求に対し、実施機関は、令和2年7月9日付けで、条例第10条第4項の規定に基づき、本件請求に対する諾否の決定期間を延長する決定を行った上で、同年8月27日付けで、別表1「本件処分において特定された行政文書の表題」欄に掲げる行政文書を特定した上、同表の「原処分における非公開等情報」欄に掲げる情報が条例第5条第4号エに規定する情報に該当すること及び文書不存在であることを理由として、行政文書一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行った。
- (3) 審査請求人は、令和2年9月23日付けで、行政不服審査法第2条の規定に基づき、本件処分の取消しを求める審査請求を行った。

3 審査請求人の主張要旨

審査請求人が審査請求書及び反論書で主張する内容は概ね次のとおりである。

- (1) 非公開部分について、個人情報に関する部分以外は全て公開すべきである。同様の議論は静岡県でなされている（静岡県情報公開審査会による平成17年10月25日付け静情審第52号（以下「静岡県答申」という。））ため、これを援用して不服申立てとする。
- (2) 実施機関が弁明書の「3 処分の理由」(2)ないし(4)で述べている弁

明内容（後述の4-(2)から(4)まで）について、静岡県答申では同様に議論がなされた上で公開の判断をしているため、文書不存在を理由に非公開とした部分を除き、実施機関の弁明は、弁明に値しない。

- (3) 公開部分について、紙ではなく、電子データでの公開を求める。条例では光ディスクによる公開が規定されているにもかかわらず、実施機関は根拠なく「データは紙でしか存在せず、紙でしか公開できない運用をしている」旨を主張しているため不服がある。手書きデータでは無く、ワープロソフト等を利用して作成した文書について電子データが存在しないことはあり得ない。実施機関は原本が紙媒体であると主張しているが、手書きではないため電子データがあることは明白であり、電子データが原本であるから、電磁的記録で公開すべきである。

4 実施機関（担当：教育局行政部教職員人事課）の説明要旨

- (1) 別表1記載の文書5、文書7、文書8、文書13、文書17-2、文書21-2、文書26-2については、論述問題、集団面接を実施していないことから、文書不存在である。
- (2) 別表1記載の文書17-1、文書18、文書20、文書26-1については、教員採用候補者選考に係る事務を適切に行うために教育委員会が作成した試験運営方法及び面接の質問内容に係る情報であり、公開することにより、一般的に明らかにしていない選考に係る情報が明らかになり、受験者間の公平が損なわれるおそれがある。また、模擬授業（協議を含む。）や面接試験は、限られた時間の中で、面接員が受験者本来の人格や意欲等を見定めるものであり、模擬授業（協議を含む。）や面接の実施方法・質問例の事務が明らかになることで、かかる情報を知り得た受験者が受験技術に基づいた対策を講じ、その結果、面接員は限られた時間の中で受験者の本質を見抜くことが困難となり、今後反復継続される同種の評価、選考等を適切に行うことが困難となり、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるから、条例第5条第4号エに該当する。
- (3) 別表1記載の文書22-2については、教員採用候補者選考に係る問題作成事務を適切に運営するため教育委員会が作成した問題作成方針及び方

法であり、公開することにより、一般的に明らかにしていない選考に係る情報が明らかになり、受験者間の公平が損なわれるおそれがある。問題作成の手法に関する情報が記載されているところ、かかる情報を公開すると、かかる情報を知り得た受験者が、受験技術に基づいた対策を講じ、その結果、今後反復継続される同種の評価及び選考を行うことが困難となり、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるから、条例第5条第4号エに該当する。

(4) 別表1記載の文書9、文書12、文書15については、評定の手法に関する情報、評定の観点ごとの重みも記載されているところ、かかる情報を公開すると、かかる情報を知り得た受験者が受験技術に基づいた対策を講じ、自己の特質を取り繕うなどの受験対策を講じることが可能となる。その結果、面接員等は、限られた時間の中で受験者の本質を見抜くことができなくなり、今後反復継続される同種の評価及び選考を行うことが困難となり、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるから、条例第5条第4号エに該当する。

(5) 条例第3条第1項では、「行政文書」を「実施機関の職員が…職務上作成し、又は取得した文書、図面及び電磁的記録…であって、当該実施機関において管理しているもの」と規定している。そして、条例第13条第2項では、「行政文書の公開は、文書又は図面については閲覧又は写しの交付により、…行うものとする。」と規定されていることから、行政文書の公開は、当該行政文書の原本をもって行い、その写しの交付にあっても、当該行政文書と同様の形式で作成したものを交付するべきであると解される。

また、「神奈川県情報公開条例の解釈及び運用の基準」においても、行政文書の写しの作成について、「行政文書の公開は、条例の趣旨に照らし当該行政文書の原本をもって行うのが原則」であることから、「行政文書の写しの交付時には当該行政文書と同様の形式で作成した写し（原本が文書である場合は文書、電磁的記録である場合は電磁的記録）を準備する必要がある。」との解釈がなされている。

以上から、実施機関は、本件請求の対象となった行政文書の原本が紙媒

体であることから、原本と同形式の紙媒体の写しを作成して交付したものであり、適切に対応しているものと考えている。

5 審査会の判断理由

(1) 行政文書の特定の妥当性について

本件請求文書のうち、別表1記載の文書5、文書7及び文書8は、実施機関が筆記試験において論述問題を出題したことを前提に請求された文書であると認められ、また、同表記載の文書21-2も、実施機関が集団面接を実施したことを前提に請求された文書であると認められる。かかる請求に対し実施機関は、筆記試験において論述問題を出題しておらず、また、集団面接も実施していないことから、これらの文書については不存在であることを理由に非公開決定をしている。

当審査会が、筆記試験問題及び筆記試験問題正答を確認したところ、筆記試験は客観問題のみで構成され、論述問題は実施されていないことが認められ、また、同じく実施機関から提出された選考試験実施要項を確認すると、面接は「個人面接」と明記されていることから、集団面接は実施していないことが認められる。このことを踏まえれば、実施機関の上記説明に不自然、不合理な点は認められず、これを覆す事情も認められない。

よって、実施機関が、本件請求文書のうち、別表1記載の文書5、文書7、文書8及び文書21-2について不存在を理由に非公開決定したことは妥当である。

(2) 非公開決定の妥当性について

実施機関は、別表1記載の文書9、文書12、文書15、文書17-1、文書18、文書20、文書22-2及び文書26-1の各文書に含まれる全部又は一部の情報について、条例第5条第4号エに規定する「人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」のある情報に該当するものとして非公開としている。そこで以下、かかる非公開決定の妥当性を検討する。

ア 文書9について

当審査会において標記文書を確認したところ、当該文書は、実技試験

の各科目の評定票であり、当該文書中、評定項目、評定項目ごとの配点、実技試験の総合評定及び備考・注釈に関する情報が非公開とされているため、各情報の非公開決定の妥当性を検討する。

(ア) 評定項目は、各実技試験の一般的な評価事項が記載されているにすぎず、公開によって公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるとする実施機関の説明は合理的とは認め難い。よって、当該情報は条例第5条第4号エに規定する情報とはいえないから、実施機関は当該情報を公開すべきである。

(イ) 評定項目ごとの配点は、公開することで受験者が受験技術に基づいた対策を講じ、自己の特質を取り繕うなどの受験対策を講じることが可能となるなど、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるとする実施機関の説明は否定し難いことから、実施機関が当該情報を条例第5条第4号エに該当すると判断したことは妥当である。

(ウ) 実技試験の総合評定は、公開することで他の二次試験科目の配点と比較した受験者が、受験技術に基づいた対策を講じ、自己の特質を取り繕うなどの受験対策を講じることが可能となるなど、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるとする実施機関の説明は否定し難いことから、実施機関が当該情報を条例第5条第4号エに該当すると判断したことは妥当である。

(エ) 備考・注釈のうち、備考は、公開することで実技試験の総合評定の推測が可能となり、他の二次試験の配点と比較した受験者が、受験技術に基づいた対策を講じ、自己の特質を取り繕うなどの受験対策を講じることが可能となるなど、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるとする実施機関の説明は否定し難いことから、実施機関が当該情報を条例第5条第4号エに該当すると判断したことは妥当である。

一方、注釈には総合評定の算出方法が記載されているが、上記(イ)・(ウ)のとおり、評定項目ごとの配点及び実技試験の総合評定を非公開とするから、当該注釈部分のみでは配点や総合評定を推測することはできない。したがって、公開によって公正かつ円滑な人事の確

保に支障を及ぼすおそれがあるとする実施機関の説明は合理的とは認め難い。よって、当該情報は条例第5条第4号エに規定する情報とは認められないから、実施機関は当該情報を公開すべきである。

なお、注釈の一部に、総合評定が何点満点であるか記載されている部分があるが、この点については、上記(ウ)と同様の理由により、実施機関が当該情報を条例第5条第4号エに該当すると判断したことは妥当である。

イ 文書12及び文書15について

当審査会において標記文書を確認したところ、当該文書は、模擬授業・協議及び面接試験の評定票であり、当該文書中、評定項目ごとの配点、定性評価（特定の事項について評価の程度を示す符号。以下同じ。）、総合判定点及び表頭かっこ書きの記載に関する情報が非公開とされているため、各情報の非公開決定の妥当性を検討する。

(ア) 当審査会が実施機関に対し、定性評価と評定との関係を確認したところ、定性評価が選択された個数によって各評定項目の得点が推移するため、得点に直結する部分であるとの説明があった。また、評定項目及び主要着眼点が公開されている以上、それぞれの項目における当該定性評価を公開すれば、どの項目がいかなる評定をされたのかが可視化されることとなり、自己の特質を取り繕うなどの受験対策を講じることが可能となるため、当該情報を非公開としたとの説明があった。

そこで検討すると、まず、評定項目ごとの配点については、公開することで受験者が受験技術に基づいた対策を講じることが可能となるなど、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるとする実施機関の説明は否定し難い。

一方、定性評価は、選考試験を行う以上は当然評価されることが想定される事項であり、また、定性評価と評定との具体的な関係性は対象文書のみでは知り得ないことから、定性評価の公開が評定項目ごとの配点の推測につながるとは認め難い。したがって、公開されることによって、受験者が受験技術に基づいた対策を講じ、自己の特質を取り繕うなどの受験対策を講じることが可能となり、公正かつ円滑な人

事の確保に支障を及ぼすおそれがあるとする実施機関の説明は合理的とは認め難い。

以上のことから、実施機関が評価項目ごとの配点を条例第5条第4号エに規定する情報に該当することを理由に非公開決定を行ったことは妥当であるが、定性評価は条例第5条第4号エに規定する情報とは認められないことから、実施機関は当該情報を公開すべきである。

(イ) 次に、総合判定点は、公開することで個人面接における配点が推測可能になると認められるため、受験者が受験技術に基づいた対策を講じ、自己の特質を取り繕うなどの受験対策を講じることが可能となるなど、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるとする実施機関の説明は否定し難い。よって、実施機関が当該情報を条例第5条第4号エに該当すると判断したことは妥当である。

(ウ) 次に、表頭かっこ書きの記載は、評価票を記入する試験実施担当者に対する注意書きの文言に過ぎず、公開することで公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるとする実施機関の説明は合理的とは認め難い。よって、当該情報は条例第5条第4号エに規定する情報とは認められないことから、実施機関は当該情報を公開すべきである。

なお、表頭かっこ書きの記載中には定性評価の記載があるが、(ア)と同様の理由から、当該情報も含めて公開すべきである。

ウ 文書 17-1 について

当審査会が確認したところ、実施機関は請求された文書 17-1 に該当する文書として2種類の行政文書（以下それぞれ「A文書」及び「B文書」という。）を特定し、当該行政文書に含まれる全ての情報を非公開としている。そこで以下、A文書とB文書を分けて、当該非公開決定の妥当性を検討する。

(ア) A文書について

当審査会が確認したところ、A文書は、採用試験の目的等が記載された文書であると認められるところ、いずれの情報も一般的な記載にとどまり、公開することで公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼす

おそれがあるとする実施機関の説明は合理的とは認め難い。よって、当該文書に含まれる情報は条例第5条第4号エに規定する情報とは認められないことから、実施機関は当該情報を公開すべきである。

(イ) B文書について

当審査会が確認したところ、B文書は、特定の試験科目の実施目的及び実施形態に関する文書であることが認められる。以下、当該文書に含まれる情報の条例第5条第4号エ該当性について検討する。

a 文書のタイトル及び文書中の各項目のタイトル

標記情報は一般的な記載にとどまるものであり、これらの情報を公開することで公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるとする実施機関の説明は合理的とは認め難い。よって、これらの情報は条例第5条第4号エに規定する情報とは認められないことから、実施機関は当該情報を公開すべきである。

b 試験科目の目的について

当該部分には、受験者に対する具体的な評価項目が記載されていることから、受験者が受験技術に基づいた対策を講じることが可能となるなど、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるとする実施機関の説明は否定し難い。よって、実施機関が当該情報を条例第5条第4号エに該当すると判断したことは妥当である。

c 試験科目の実施形態について

(a) まず、試験実施担当者の構成に関する記載は、公開することで受験者が試験実施担当者に接触を図るなど、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるとする実施機関の説明は否定し難い。

よって、実施機関が当該情報を条例第5条第4号エに規定する情報に該当することを理由に非公開決定を行ったことは妥当である。

(b) 次に、特定試験科目の進行方法に関する記載は、公開することで受験者が受験技術に基づいた対策を講じることが可能となるなど、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるとする

る実施機関の説明は否定し難い。よって、実施機関が当該情報を条例第5条第4号エに規定する情報に該当することを理由に非公開決定を行ったことは妥当である。

(c) 次に、特定試験科目終了後の試験実施担当者が行う事務作業に関する記載は、公開することで、当該記載によって評定方法を誤解した受験者からの試験結果に対する問合せが行われる可能性があることや、評定方法を誤解した受験者が誤った受験対策を行うことで試験実施担当者が受験者の本質を見抜くことが困難となることなど、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるとする実施機関の説明は否定し難い。よって、実施機関が当該情報を条例第5条第4号エに規定する情報に該当することを理由に非公開決定を行ったことは妥当である。

(d) その余の情報については、他の資料にて公開している情報であるか、又は一般的な記載にとどまるものであり、公開されることによって公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるとする実施機関の説明は合理的とは認め難い。よって、当該情報は条例第5条第4号エに規定する情報とは認められないことから、実施機関は当該情報を公開すべきである。

エ 文書18について

(ア) 当審査会が確認したところ、実施機関は標記文書に該当する文書として1種類の行政文書（以下「C文書」という。）を特定し、当該行政文書に含まれる全ての情報を非公開としている。そこで以下、かかる非公開決定の妥当性を検討する。

当審査会においてC文書を確認したところ、当該文書は、試験実施担当者に求められる事項に関する文書であることが認められた。

そこで検討すると、C文書のタイトルは一般的な記載にとどまるものの、その余の情報は、これが公開されることで、受験者が面接の手法や質問項目の類推をすることが可能となるなど、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるとする実施機関の説明は否定し難い。よって、C文書のタイトルは条例第5条第4号エに規定する情報

とは認められないことから、実施機関は当該情報を公開すべきであるが、その余の情報について、条例第5条第4号エに該当すると判断したことは妥当である。

- (イ) なお、C文書には、文書中の専門用語について、用語を解説する2点の別資料を参照すべき旨が記載されているが、当該資料は本件請求において対象文書として特定されていない。しかし、当該資料は、実施機関が特定したC文書中において参照すべき資料として位置づけられているものである以上、当該資料もC文書と一体の行政文書であることは明らかである。

したがって、実施機関は、当該別資料を改めて対象文書として特定のうえ、諾否決定を行うべきである。

オ 文書20について

当審査会が確認したところ、実施機関は請求された標記文書に該当する文書として1種類の行政文書（以下「D文書」という。）を特定し、D文書に含まれる全ての情報を非公開としている。そこで以下、かかる非公開決定の妥当性を検討する。

当審査会が確認したところ、D文書は、特定の試験科目の実施方法に関する文書であることが認められる。

そこで検討すると、D文書に含まれる情報のうち、試験実施会場のレイアウト図における試験実施担当者の役割に応じた座席位置及び当該試験の具体的な流れに関する記載については、公開されることで受験者が受験技術に基づいた対策を講じることが可能となるなど、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるとする実施機関の説明は否定し難い。よって、実施機関が当該情報を条例第5条第4号エに規定する情報に該当することを理由に非公開決定を行ったことは妥当である。

一方、その余の情報については一般的な記載にとどまるものと認められることから、これらの情報を公開することで公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるとする実施機関の説明は合理的とは認め難い。よって、これらの情報は条例第5条第4号エに規定する情報とは認められないことから、実施機関は当該情報を公開すべきである。

カ 文書 22-2 について

当審査会が確認したところ、実施機関は請求された標記文書に該当する文書として3種類の行政文書を特定し、そのうち1種類の行政文書（以下「E文書」という。）に含まれる全ての情報を非公開としている。そこで以下、かかる非公開決定の妥当性を検討する。

当審査会が確認したところ、E文書は採用試験問題の作成全般に関する文書であることが認められる。

そこで検討すると、E文書のタイトル及びE文書中の各項目のタイトルは、一般的な記載にとどまり、公開することによって公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるとする実施機関の説明は合理的とは認め難い。よって、これらの情報は条例第5条第4号エに規定する情報とは認められないことから、実施機関は当該情報を公開すべきである。

また、E文書中に含まれる特定の業務に係る様式のうち、当該業務の期間に関する記載以外の記載についても、一般的な記載にとどまり、公開することによって公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるとする実施機関の説明は合理的とは認め難い。よって、これらの情報は条例第5条第4号エに規定する情報とは認められないことから、実施機関は当該情報を公開すべきである。

一方、その余の情報については、これを公開することで受験者が受験技術に基づいた対策を講じることが可能となるほか、試験実施関係者への接触や試験問題の入手を図るといった行為を招くおそれがあることは否定できず、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるとする実施機関の説明は否定し難い。よって、実施機関が当該情報を条例第5条第4号エに該当すると判断したことは妥当である。

キ 文書 26-1 について

当審査会が確認したところ、実施機関は請求された標記文書に該当する文書として4種類の行政文書（以下それぞれ「F文書」、「G文書」、「H文書」及び「I文書」という。）を特定し、当該行政文書に含まれ

る全ての情報を非公開としている。そこで以下、各文書の非公開決定の妥当性を検討する。

(ア) F文書について

当審査会が確認したところ、F文書は、特定の試験科目の実施目的及び実施方法に関する文書であることが認められる。

そこで検討すると、F文書に含まれる情報のうち、当該試験科目の実施担当者の構成及び役割に関する情報は、公開することで、受験者が受験技術に基づいた対策を講じることが可能となるなど、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるとする実施機関の説明は否定し難い。よって、実施機関がこれらの情報を条例第5条第4号エに該当すると判断したことは妥当である。

一方、その余の情報は、一般的な記載にとどまるものと認められることから、これらの情報を公開することで公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるとする実施機関の説明は合理的とは認め難い。よって、これらの情報は条例第5条第4号エに規定する情報とは認められないことから、実施機関は当該情報を公開すべきである。

(イ) G文書について

当審査会が確認したところ、G文書は試験の運営委員が試験実施時に受験者に行うべき説明事項に関する文書であることが認められるが、当該文書に含まれる情報はいずれも一般的な記載にとどまるものと認められ、公開されることによって公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるとする実施機関の説明は合理的とは認め難い。よって、当該情報は条例第5条第4号エに規定する情報とは認められないことから、実施機関は当該情報を公開すべきである。

(ウ) H文書について

当審査会が確認したところ、H文書は特定の試験科目の実施会場のレイアウト図であることが認められる。

そこで検討すると、H文書に含まれる情報のうち、試験実施担当者の役割ごとの座席位置については、公開することで受験者が受験技術に基づいた対策を講じることが可能となるなど、公正かつ円滑

な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるとする実施機関の説明は否定し難い。よって、実施機関が当該情報を条例第5条第4号エに規定する情報に該当することを理由に非公開決定を行ったことは妥当である。

一方、その余の情報は、単なる会場レイアウトに過ぎず、公開されることによって公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるとする実施機関の説明は合理的とは認め難い。よって、当該情報は条例第5条第4号エに規定する情報とは認められないから、実施機関は当該情報を公開すべきである。

(エ) I 文書について

当審査会が確認したところ、I 文書は特定の試験科目の実施方法に関する文書であることが認められる。

そこで検討すると、I 文書に含まれる情報のうち、当該試験科目の実施時の会場レイアウト図に記載されている、試験実施担当者の役割ごとの座席位置については、公開されることで受験者が受験技術に基づいた対策を講じることが可能となるなど、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるとする実施機関の説明は否定し難い。よって、実施機関が当該情報を条例第5条第4号エに規定する情報に該当することを理由に非公開決定を行ったことは妥当である。

一方、その余の情報のうち、試験科目のテーマに関する情報は、当審査会が確認したところ、過去に公開されていた情報であることが認められ、また、その他の情報も一般的な記載にとどまるものと認められることから、これらの情報を公開することで公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるとする実施機関の説明は合理的とは認め難い。よって、これらの情報は条例第5条第4号エに規定する情報とは認められないことから、実施機関は当該情報を公開すべきである。

(3) 理由付記について

ア 実施機関が特定した行政文書に含まれる情報の非公開理由の妥当性

について

実施機関は、本件請求に対して特定した行政文書に含まれる情報の一部を非公開とした理由について、「人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるため」としているが、これは、単に条例第5条第4号エに規定する文言を引用するにとどまるものとなっているものと認められる。そこでかかる理由付記の妥当性について検討する。

条例第10条第3項は、「公開請求に係る行政文書の全部又は一部の公開を拒むとき（略）は、その理由を併せて通知しなければならない。」と規定している。その趣旨は、実施機関の判断の慎重と公正妥当を担保してその恣意を抑制するとともに、非公開の理由を請求者に知らせることによって、その審査請求に便宜を与えることにある。かかる趣旨を踏まえれば、非公開の根拠規定を示すだけでは、当該行政文書の種類、性質等とあいまって請求者がそれらを当然に知り得るような場合は別として、条例第10条第3項の求める理由付記としては不十分なものと解すべきである（神奈川県情報公開条例解釈及び運用の基準）。そして、上記の理由付記規定の趣旨に鑑みれば、理由付記の不備は、審査請求後の弁明書等における理由の補足によって治癒されるものではないと解すべきである。

本件では前述のとおり、実施機関は、条例第5条第4号エに規定する情報に該当すると判断した具体的な理由を示さないまま、単なる条文の引用にとどまる理由のみを示して本件処分を行っていることと認められることから、条例第10条第3項が求める理由付記としては不十分であったといわざるを得ない。よって、実施機関は、本答申を踏まえた裁決に基づいて改めて非公開決定を行う場合には、非公開情報に該当すると判断した具体的な理由についても明示すべきである。

イ 行政文書の不存在理由について

(ア) 文書8の不存在理由の妥当性について

本件請求のうち別表1記載の文書8に係る請求の内容を確認すると、審査請求人は論述問題の出題意図のみならず、客観問題の出題

意図に係る行政文書も請求したものと解される。そして、上記 5 (1) のとおり、実施機関が、論述問題を出題していないことから論述問題の出題意図に係る行政文書を不存在としたことは妥当であるが、実施機関は客観問題の出題意図に係る行政文書が存在しないことの理由を掲げずに非公開決定をしている。よって、実施機関は客観問題の出題意図に係る行政文書が存在しないと判断した理由について付記した上で改めて諾否決定すべきである。

(イ) 文書 13、文書 17-2 及び文書 26-2 の不存在理由の妥当性について

審査請求人は、別表 1 記載の文書 13、文書 17-2 及び文書 26-2 として、判定会が招集された場合の措置に係る行政文書を公開請求しているが、審査請求人が審査請求書において引用する静岡県答申においては、「判定会召集（原文ママ）の場合の措置」とは、「大規模地震対策特別措置法による『判定会』が招集された場合の措置」を指すとしている。

そうすると、実施機関は、論述問題や集団面接を実施していないことを当該請求文書が不存在である理由として掲げているが、たとえ論述問題や集団面接を実施していないとしても、実施機関が行う採用試験において、論述問題や集団面接の実施の有無にかかわらず判定会が存在する可能性は否定できないものであり、この点において実施機関の文書探索は不十分であるといわざるを得ない。すなわち実施機関としては、そもそも実施機関の行う採用試験において、上記判定会が招集された場合の措置を取り決めているのか、また、仮に取り決めているとして、当該取り決めに係る行政文書を作成しているのか否かについて、理由として付記すべきであったと考えられることから、実施機関が掲げた上記の不存在理由は、当該請求文書の不存在理由として合理的とは認め難い。

以上のことから、実施機関は判定会が招集された場合の措置に係る行政文書が存在しない理由について付記した上で改めて諾否決定すべきである。

(4) 文書の公開方法について

審査請求人は、ワープロソフト等を利用して作成した文書に電子データが存在しないことはあり得ず、電子データが原本であるから、紙媒体ではなく電磁的記録で公開すべきであるとの主張をしている。

しかし、当審査会において確認したところ、本件請求の対象となった行政文書の原本は紙媒体であるという実施機関の主張に不合理な点はないことが認められた。条例第13条第2項によると、行政文書の公開は当該行政文書の原本をもって行うものと解されるため、本件処分において実施機関が紙媒体で公開を行う判断をしたことは妥当である。

(5) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、「同様の議論はすでに静岡県で為されているため、当該案件の答申を付することで、これら主張を援用し不服申立てとする。」旨の主張をしている。しかし、静岡県答申における主張を当審査会としても採用できるか否かは、静岡県答申の対象となった処分に係る行政文書の内容と、本件処分に係る行政文書の内容を比較検討することが前提となるところ、当審査会は静岡県答申の対象となった処分に係る行政文書の内容を知る立場にない。よって、審査請求人の上記主張は採用できない。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別表 1

文書項番			公開請求に係る行政文書の内容	本件処分において特定された行政文書の表題	原処分における非公開等情報
○選考基準関係公文書					
1			・選考基準及び選考手順	・第1・2次試験合格者選考基準 ・第1次試験合格最低点及び基準点一覧 ・第1次試験実施状況	
2			・各試験種目の得点配分	・第1・2次試験合格者選考基準 ・第1次試験合格最低点及び基準点一覧 ・第1次試験実施状況	
3			・第1次選考試験合格者数等の試験結果の概要	・第1・2次試験合格者選考基準 ・第1次試験合格最低点及び基準点一覧 ・第1次試験実施状況	
4			・基本的な考え方	・第1・2次試験合格者選考基準 ・第1次試験合格最低点及び基準点一覧 ・第1次試験実施状況	
○筆記試験解答関係公文書					
5			・筆記試験の解答例の客観問題に係る部分のうち、論述問題に係る部分と密接な関連を有しない部分及び論述問題に係る部分と密接に関連する部分のうち開示することにより採点事務に支障が生じるおそれがないと実施機関が認める部分	(文書不存在)	(文書不存在)
6			・配点	正答表	
7			・評価の観点及び採点基準	(文書不存在)	(文書不存在)
8			・出題意図	(文書不存在)	(文書不存在)
9			・実技試験評価表	実技試験評定票	評定項目、評定項目ごとの配点、実技試験の総合評定、備考・注釈
10			・筆記試験の問題	筆記試験問題冊子	
○採点関係公文書					
11			・試験の目的及び設問の趣旨	実施要項	
12			・評価基準、採点基準及び配慮事項並びに採点ポイント	第2次試験評定票(模擬授業・協議、面接)	評定項目ごとの配点(配点以外の定性評価項目の評価含む)、総合判定点、表頭かつこ内の記載
13			・判定会が招集された場合の措置	(文書不存在)	(文書不存在)
14			・論文試験の問題	論文題	
○面接試験関係公文書					
15			・評価の観点、評価の視点並びに評価の観点ごとの評価の段階及び評定の段階	第2次試験評定票(模擬授業・協議、面接)	評定項目ごとの配点(配点以外の定性評価項目の評価含む)、総合判定点、表頭かつこ内の記載
16			・受験者に配布される書面の様式部分、試験会場の掲示物の内容、試験会場において受験者に対して伝達される内容、試験の日時及び場所	・面接カード ・面接カードについて ・模擬授業(協議を含む)について ・自己アピール書 ・試験会場机上番号札 ・日程 ・提出書類について ・受験されたみなさんへ ・臨時的任用職員及び非常勤講師の登録について	
17	17-1	A	・面接試験の目的	・資料(表題を含め全て非公開)	文書全体
		B	・実施方法	・資料(表題を含め全て非公開)	文書全体
	17-2		・判定会招集の場合の措置	(文書不存在)	(文書不存在)
18		C	・面接試験委員が面接を実施する上での留意点	・資料(表題を含め全て非公開)	文書全体
19			・第1次試験合格者数等の試験結果の概要	・第1・2次試験合格者選考基準 ・第1次試験合格最低点及び基準点一覧 ・第1次試験実施状況	
20		D	・面接試験における質問例	・資料(表題を含め全て非公開)	文書全体

別表 1 (続き)

文書項番	公開請求に係る行政文書の内容		本件処分において特定された行政文書の表題	原処分における非公開等情報
○問題作成関係公文書				
21	21-1	・試験時間、試験結果の開示についての対応に係る情報	実施要項	
	21-2	・集団面接の方法並びに問題	(文書不存在)	(文書不存在)
22	22-1	・試験の基本的な考え方、試験において把握しようとする受験者の資質及び能力、実技試験の内容等	・実施要項 ・実技試験問題冊子	
	22-2	E	・問題作成の基本的な方針	資料(表題含め全て非公開) 文書全体
23		・試験種目、試験会場及び試験実施日	・実施要項 ・受験されたみなさんへ	
24		・筆記試験の配点	・正答表	
○試験実施関係公文書				
25		・試験当日の時間割及び実施する試験の概要	・試験会場机上番号札 ・日程 ・提出書類について ・実施要項	
26	26-1	F	・試験関係者の業務内容	資料(表題含め全て非公開) 文書全体
		G	・試験係員からの受験者への説明	資料(表題含め全て非公開) 文書全体
		H	・校舎配置図	資料(表題含め全て非公開) 文書全体
		I	・会場設営方法	資料(表題含め全て非公開) 文書全体
	26-2		・判定会招集の場合の措置	(文書不存在) (文書不存在)
27		・試験期日、試験会場及び試験種目	実施要項	

別表 2

項番	該当部分
文書 9	○評定項目 ○次に掲げる実技試験評定票の注釈（文書中「※」以下の文章を指す。） <ul style="list-style-type: none"> ・音楽実技試験（ピアノ演奏） ・音楽実技試験（リコーダー・篠笛演奏） ・音楽実技試験（弾き歌い・歌唱） ・中学校家庭実技試験（ただし、注釈のうち、31 文字目を除く。） ・高等学校家庭実技試験（ただし、注釈のうち、31 文字目を除く。）
文書 12 文書 15	○評定項目ごとの定性評価 ○「個人面接評定票」の表頭かっこ書き
A 文書	本文書の記載内容全て
B 文書	○次に掲げる情報を除く部分 <ul style="list-style-type: none"> ・特定試験科目の目的に関する情報（3 行目から 7 行目まで） ・試験実施担当者の構成に関する情報（14 行目から 20 行目まで） ・特定試験科目の進行方法に関する情報（35 行目 19 文字目から 25 文字目まで） ・特定試験科目終了後の試験実施担当者の事務作業に関する情報（37 行目）
C 文書	文書タイトル（1 行目）
D 文書	○次に掲げる情報を除く部分 <ul style="list-style-type: none"> ・特定試験科目の実施会場レイアウトのうち、試験実施担当者の役割ごとの座席位置に関する情報 ・特定試験科目の流れに関する情報（項目タイトル除く）
E 文書	○文書タイトル（1 頁 1 行目） ○項目タイトル（1 頁 5 行目） ○項目タイトル（3 頁 1 行目） ○項目タイトル（4 頁 34 行目） ○項目タイトル（5 頁 26 行目） ○特定業務に係る様式（6 頁）のうち、期間に関する情報（8 行目 8 文字目から 11 文字目まで）を除く部分 ○文書タイトル（7 頁 1 行目から 2 行目まで）
F 文書	○文書タイトル（1 行目） ○特定試験科目実施の目的（2 行目から 5 行目まで） ○項目タイトル（6 行目） ○項目タイトル（26 行目）

	○試験実施担当者ごとの持ち物に関する情報のうち、試験実施担当者の構成に関する情報（27行目4文字目から16文字目まで及び28行目）を除く部分 ※当該文書の表内で改行されている箇所は各1行と数えた。
G文書	本文書の記載内容全て
H文書	試験実施担当者の役割ごとの座席位置に関する情報を除く部分
I文書	○次に掲げる情報を除く部分 ・特定試験科目の2つの実施会場レイアウトのうち、試験実施担当者の役割ごとの座席位置に関する情報

備考1：行数は、文字が記載された行を上から数えたものである。

備考2：文字数は、当該行の記載のある文字について、左から数えたもので、二桁の数字、句読点及び記号等の表記は一文字として数えたものである。

別表 3

適切な理由付記のうえ改めて諾否決定すべき事項の一覧	
項番	該当部分
文書 8	客観問題に係る出題意図
文書 13 文書 17-2 文書 26-2	判定会が招集された場合の措置

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
令和2年12月2日 (収受)	○ 諮問
令和5年7月25日 (第234回部会)	○ 審議
令和5年8月25日 (第235回部会)	○ 審議
令和5年9月26日 (第236回部会)	○ 審議
令和5年10月24日 (第237回部会)	○ 審議
令和5年11月29日 (第238回部会)	○ 審議
令和5年12月20日 (第239回部会)	○ 審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
板 垣 勝 彦	横浜国立大学大学院教授	部 会 員
市 川 統 子	弁護士（神奈川県弁護士会）	
岩 田 恭 子	弁護士（神奈川県弁護士会）	
小 沢 奈 々	横浜国立大学教育学部准教授	部 会 員
桑 原 勇 進	上 智 大 学 教 授	会長職務代理者 (部会長を兼ねる)
田 村 達 久	早 稲 田 大 学 教 授	会 長
前 田 康 行	弁護士（神奈川県弁護士会）	部 会 員

(令和6年1月31日現在) (五十音順)